

特定調達品目及び判断の基準等の 見直しの概要（案）

1. 本年度の見直しのポイントについて
2. 主な見直し品目に係る判断の基準等について
3. 令和5年度継続検討品目等について
4. その他の検討事項・品目等

令和4年12月15日

1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① 令和4年度における見直し品目一覧及び概要
- ② カーボンフットプリントを算定した製品等及びカーボン・オフセットされた製品等の取扱いについて
- ③ 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
- ④ オフィス家具等に係る判断の基準等の見直しについて
- ⑤ 太陽光発電システムに係る判断の基準等の見直しについて

令和4年度の検討において、

- 基本方針（前文）にサプライチェーン全体の温室効果ガス排出削減の観点から、**物品等の定量的環境情報の適切な算定・開示**（国が策定するカーボンフットプリントに関するガイドラインに準拠したものが適当）に係る記載の追加等
- 新規追加品目は**4品目**※、判断の基準等の見直し品目は**32品目**（文具類共通、オフィス家具等共通の判断の基準等の見直しを除く）
 - ※ エアコンディショナーについては現行の1品目を「家庭用エアコンディショナー」及び「業務用エアコンディショナー」の**2品目**に分割（品目数2増1減）
- 蛍光灯関連の**2品目**※を削除
 - ※ 「水銀に関する水俣条約」における水銀使用製品等の廃止期限等を踏まえ、**電球形蛍光灯及び40形直管蛍光灯**、**蛍光灯を使用した蛍光灯機能提供業務**について特定調達品目から削除。なお、**電球形LEDランプ**は品目名称を現行の**電球形のランプ**から変更（品目数の増減なし）

令和5年度は4品目の追加、2品目の削除となり**22分野287品目**

新規追加品目等

分野等	品目及び概要等
オフィス家具等	「個室ブース」及び「ディスプレイスタンド」の2品目を新規追加 ○ オフィス家具等共通の判断の基準を設定
設備	「低放射フィルム」を新規追加 ○ 可視光線透過率、断熱性能を示す熱貫流率等の判断の基準を設定
エアコンディショナー 【参考】	「家庭用エアコンディショナー」及び「業務用エアコンディショナー」の2品目に分割（品目数2増1減） ○ 各種制度の基準、目標年度等が異なることから家庭用と業務用を分けて検討することが効率的

判断の基準等の見直し品目一覧 (1/2)

分野又は品目	変更の概要等
印刷用紙	<ul style="list-style-type: none"> ○ 塗工されていない印刷用紙及び塗工されている印刷用紙について<u>緊急的措置（令和7年度末までの時限措置）</u>として古紙パルプ配合率（最低保証60%⇒40%）及び総合評価値（80⇒70）を見直し
文具類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大部分の材料が金属類（金属類が製品全体重量の95%以上）について新たに共通の判断の基準（リデュース設計、使用後の分解・分別）を設定。併せて1年間の経過措置を設定 ○ 品目名称を「粘着テープ（布粘着）」を「布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）」に変更
オフィス家具等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに2品目（個室ブース、ディスプレイスタンド）の追加 ○ タイプI環境ラベル（エコマーク認定基準）の活用
テレビジョン受信機	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区分別の直近のエネルギー消費効率及びトップランナー基準の達成状況等に基づき新たな判断の基準を設定。併せて旧測定方法の対象製品に設定していた1年間の経過措置を終了
電気便座	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暖房用のみの機能を有する便座（暖房便座）を対象から除外
エアコンディショナー	<ul style="list-style-type: none"> ○ エアコンディショナーを「家庭用エアコンディショナー」及び「業務用エアコンディショナー」の2品目に分割 ○ 家庭用エアコンディショナーについては新たなトップランナー基準（2027年度目標）に整合した判断の基準を設定 ○ 業務用エアコンディショナーのうちビル用マルチエアコンディショナーについて冷媒に使用されるフロンについて地球温暖化係数に係る2段階の判断の基準を設定

判断の基準等の見直し品目一覧 (2/2)

分野又は品目	変更の概要等
照明	<ul style="list-style-type: none"> ○ タイプI環境ラベル（エコマーク認定基準）の活用（電球形LEDランプ） ○ 蛍光ランプ（40形直管蛍光ランプ）及び電球形蛍光ランプを削除。蛍光ランプの削除に伴い役務の蛍光灯機能提供業務を削除 ○ 専用型の非常用照明装置はLED照明器具の対象外である旨明記
消火器	<ul style="list-style-type: none"> ○ タイプI環境ラベル（エコマーク認定基準）の活用 ○ 消火器設置台等への再生プラスチックの使用等を配慮事項に追加 ○ 調達者に対し、消火器の設置、保守及び廃棄までを一括して行う役務の調達について検討を行うことを記載
ベッドフレーム	<ul style="list-style-type: none"> ○ タイプI環境ラベル（エコマーク認定基準）の活用 ○ 長期使用の観点から耐久性について配慮事項に追加
太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保守点検・修理及び維持管理に係る判断の基準を設定 ○ 長期使用設計に係る判断の基準を設定
日射調整フィルム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の日射調整フィルム（遮熱フィルム）に加え、低放射フィルム（断熱フィルム）を対象に追加
役務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸配送、旅客輸送（自動車）及び引越輸送の運輸分野3品目について電動車等又は低燃費・低公害車の導入目標の設定、電動車等又は低燃費・低公害車の導入推進等を配慮事項に追加 ○ クリーニングについてはプラスチック製ハンガーの再生プラスチックの使用、衣類カバーの薄肉化等の減量化を配慮事項に設定

注：カーボンフットプリントを算定した製品等及びカーボン・オフセットされた製品の判断の基準等への設定状況については**13枚目のスライドを参照**

1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① 令和4年度における見直し品目一覧及び概要
- ② カーボンフットプリントを算定した製品等及びカーボン・オフセットされた製品等の取扱いについて
- ③ 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
- ④ オフィス家具等に係る判断の基準等の見直しについて
- ⑤ 太陽光発電システムに係る判断の基準等の見直しについて

■ カーボン・オフセットの活用

① 地球温暖化対策計画（令和3年10月閣議決定）におけるJ-クレジットの位置づけ

- 2050年カーボンニュートラル（2030年度に2013年度比▲46%、さらに▲50%の高みに挑戦）を目指す地球温暖化対策計画において「**J-クレジット制度の活性化**」を「目標達成のための分野横断的な施策」として位置づけ
- J-クレジット制度は、信頼性・質の高いクレジット制度として認知されており、2050年カーボンニュートラルの実現を目指す上でも必要な制度
- 特に「国の率先的取組」において「カーボン・オフセットを含め、温室効果ガスの排出削減に資する製品をはじめとする環境物品等への需要の転換を促すため、**グリーン購入法に基づき、国は環境物品等の率先的調達を行う**」こととされている

② カーボン・プライシング等における議論

- グリーン成長戦略（令和3年6月）においてはカーボンフリー価値の取引市場や**J-クレジットによる取引市場を整備しており、更なる強化を検討**するとされている

カーボン・オフセットの取組の推進、国や地方公共団体、民間等におけるJ-クレジット活用による需要拡大等が求められており、**グリーン購入法においても、こうしたカーボン・オフセットの活用や需要の拡大に向けた取組に可能な限り寄与**することが必要

○ 地球温暖化対策計画等に掲げられたカーボン・オフセットの活用に向け 昨年度の検討においてグリーン購入法における考え方を整理

- ➔ グリーン購入法に基づき特定調達品目に係る判断の基準等を設定し、当該品目の調達を進めることから、当面「**オフセット製品・サービス**」を対象に検討
- ➔ 以下の4つをグリーン購入法におけるカーボン・オフセットされた製品等の要件として整理
 - ① カーボン・オフセットされた製品等として**市場に供給**されていること
 - ② **認証されたクレジット（J-クレジットなど）**によるオフセットが必要
 - ③ 第三者機関により製品等のライフサイクル全体の温室効果ガス排出量の検証等を受けるとともに、**温室効果ガス排出全量のオフセット**が必要
 - ④ オフセットされた製品等については当該品目に設定されている**判断の基準の一部又は全部を満たすもの**として取り扱う
 - ➔ 一部の場合の例としては、**使用段階におけるエネルギー削減に係る判断の基準に適用**すること等が想定される（使用段階以外の判断の基準は満たすことが必要）
- ➔ クレジットの更なる活用を図るため、**対象品目の拡大に向けた方策**の検討が必要

カーボン・オフセットの活用に向けてオフセットされた製品等の上市を促すためには、**前提として当該製品のカーボンフットプリント**が必要

○ 「クリーンエネルギー戦略 中間整理」等を踏まえた取組の方向性

- ➔ サプライチェーン全体での温室効果ガスの排出削減を進めていくためには、脱炭素・低炭素製品が選択されるような市場を創り出していく必要があり、「クリーンエネルギー戦略 中間整理」においても、製品排出量等の表示ルールの策定などにより、脱炭素・低炭素製品が選定されるような市場を創出していくこととしている
- ➔ これらを受けて、環境省・経済産業省において「**カーボンフットプリント（CFP）ガイドライン（仮称）**」を本年度末以降に策定・公表する予定
＜ガイドラインにおける主な論点＞
 - ① 目的に応じたカーボンフットプリントの取組の在り方
 - ② 既存のカーボンフットプリントの算定ルールで解釈の余地のある箇所等の明確化
 - ③ サプライチェーン上流の削減努力を反映するための一次データの利活用推進
 - ④ 製品間の比較を行う場合の公平性を担保するための検証の在り方
- ➔ ガイドラインの策定により、カーボンニュートラル実現のためのサプライチェーン全体で温室効果ガス排出削減に向けて、排出量が少ない製品等、あるいはカーボン・オフセットされた製品等が選択されるような市場を創出し、我が国の成長につなげる

将来的には**サプライチェーン上流の排出削減が反映される算定方法**でカーボンフットプリントが算定・開示され、**公共調達において優先的に調達される仕組み**が必要

○ 今後のCFPガイドラインの策定も見据え、その端緒として定量的環境情報が開示*された製品等をグリーン購入法において推奨

※ カーボンフットプリント（CFP）やLCAに係るISO（国際規格）に準拠し、ライフサイクルにおける温室効果ガス排出量（温室効果ガス以外の環境負荷に係る環境情報を含む）を算定・開示

➡ 定量的環境情報の算定及び開示はカーボン・オフセットされた製品等を**上市又は供給するための前提**となることから、**当該情報が算定・開示された製品等を評価する**

➡ 以下の3つを定量的環境情報の算定及び開示に当たっての考え方として整理

① CFP（ISO 14067）やLCA（ISO 14040）等に準拠した温室効果ガス排出量の算定方法（PCR等）に基づき**温室効果ガス排出量を算定**していること

② 上記①のライフサイクルにおける**温室効果ガス排出量を適切な方法**（製品への表示、同梱される印刷物、取扱説明書、ウェブサイト等）**により開示**していること

③ 定量的環境情報の算定及び開示を推奨するとともに、温室効果ガス排出量の見える化に取り組む製造事業者等のインセンティブとすること

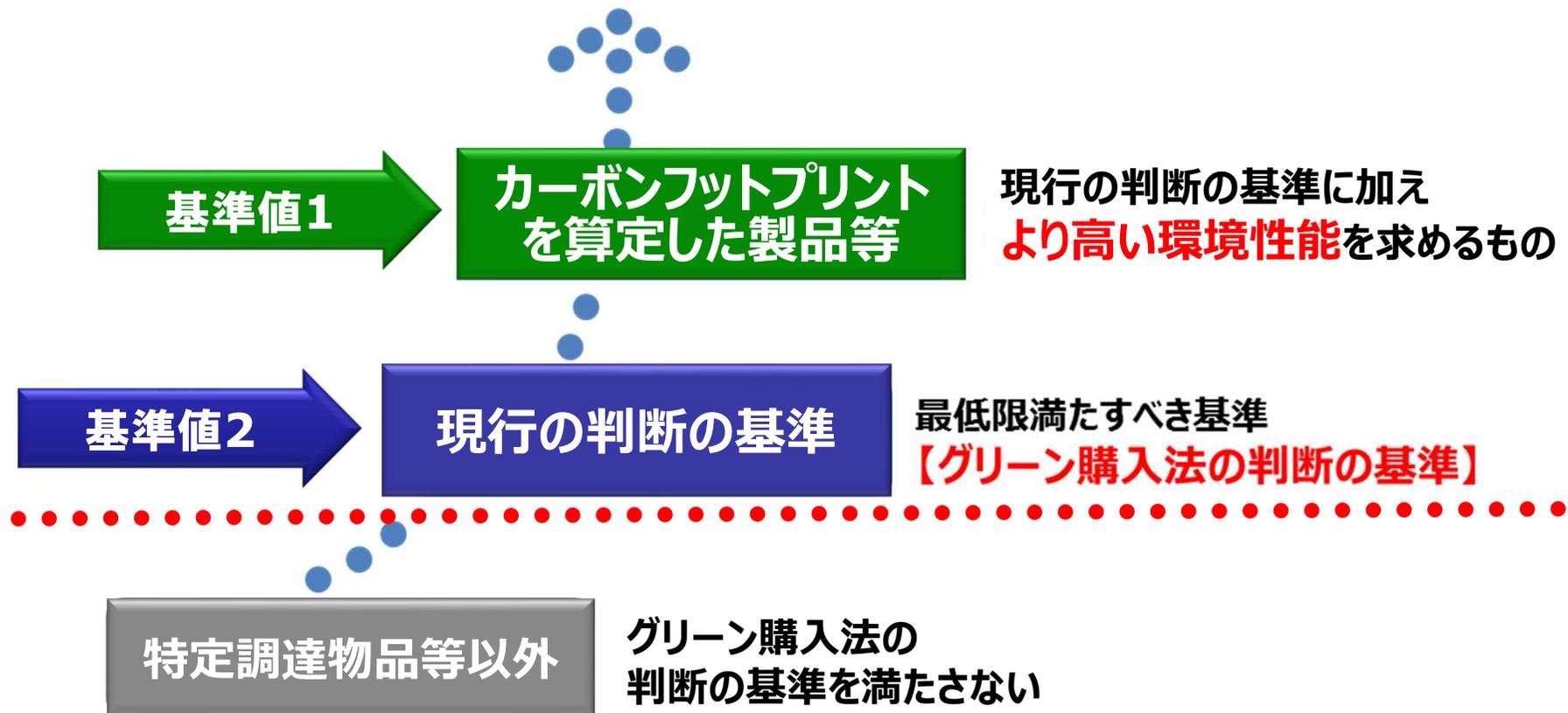
➡ 第三者機関による妥当性確認及び検証があることが望ましい

□ 定量的環境情報が開示された製品等の存在する品目については、当該業界における取組の進捗等を踏まえ、**判断の基準又は配慮事項としての設定可能性について検討**

□ 今後国によるCFPガイドラインの策定を踏まえ、判断の基準等について検討

○ 具体的な判断の基準等の設定の考え方

- ➔ 定量的環境情報の算定及び開示について
 - ➡ CFPやエコリーフ等の環境ラベル、ISOに準拠した自己適合宣言等により定量的環境情報が開示された製品等の存在する品目については、当該品目に係る**判断の基準又は配慮事項としての設定可能性**について検討
 - ➡ 現段階においてCFP等による定量的環境情報が開示された製品等がない品目についても、温室効果ガスの見える化、さらにカーボン・オフセットの活用を促進する観点から、原則として当該品目に係る**配慮事項としての設定可能性**について検討
 - ➡ **判断の基準の設定**については、当該品目に係る取組の進捗、特性等を踏まえ検討
 - ✓ より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、**2段階の判断の基準を設定**することとし、**基準値 1**として現行の判断の基準を満たすこと（基準値 2）に加え、「**カーボンフットプリントを算定した製品等**」であることを要件
- ➔ カーボン・オフセットされた製品等が市場に供給されている品目
 - ➡ **当該品目に係る配慮事項としての設定可能性**について検討し、可能な品目については配慮事項として設定。なお、各品目ともに定量的環境情報の算定及び開示を判断の基準等に設定することを優先
- ➔ 将来的には、CFPガイドラインに基づく算定が行われ、その結果温室効果ガス排出量が少ない製品等であること等を判断の基準等として設定し、サプライチェーン全体において排出削減を実現した製品をより評価する方向で検討
 - ➡ **排出削減を進めてなお残余する排出量**について、カーボン・オフセットの適用も検討



- **【基準値1】** カーボンフットプリントを算定した製品等
→ より高い環境性能に基づく基準として「現行の判断の基準（基準値2）」に加え「カーボンフットプリントを算定した製品等」であること
- **【基準値2】** 現行の判断の基準
→ 当該品目に係る「現行の判断の基準」を満たすこと

カーボンフットプリント等について

カーボンフットプリントを算定した製品等及びカーボン・オフセットされた製品等に
係る判断の基準等の設定品目一覧（令和5年度より）

分野又は品目	CFP	カーボン・オフセット	備 考
文具類	○	—	
オフィス家具等	○	○	次年度以降業界においてPCRを作成し、CFP等に取り組む
コピー機等3品目	◎	○	基準値1はCFPを算定した製品（経過措置有）
テレビジョン受信機	○	—	
電気便座	○	—	
LED照明器具	○	○	
電球形LEDランプ	○	○	
消火器	○	—	
タイルカーペット	◎	○	基準値1はCFPを算定した製品
ニードルパンチカーペ ット、タフテッドカーペ ット、織じゅうたん	○	○	

◎：2段階の判断の基準の基準値1として設定

○：配慮事項として設定

—：設定なし

- 既に「**カーボン・オフセットされた製品等**」又は「**カーボンフットプリントを算定した製品等**」が上市されている品目については、原則として配慮事項として設定
- さらに可能な場合はカーボンフットプリントを算定した製品等について**2段階の判断の基準の「基準値1」**として設定

品 目	判断の基準等
タイルカーペット	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 基準値1は①及び②の要件を、基準値2は②の要件を満たすこと。<ul style="list-style-type: none">① 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。② 未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none">① ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。② 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

(前 略)

- 備考) 1 1 タイルカーペットに係る判断の基準①、タフテッドカーペット、織じゅうたん及びニードルパンチカーペットに係る配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント (ISO 14040) 等に準拠したものとする。
- 1 2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 1 3 タイルカーペットに係る配慮事項①、タフテッドカーペット、織じゅうたん及びニードルパンチカーペットに係る配慮事項②の「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量 (以下本項において「クレジット」という。) を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた (以下本項において「オフセット」という。) 製品をいう。
- 1 4 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット (JCM)、地域版J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

(後 略)

1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① 令和4年度における見直し品目一覧及び概要
- ② カーボンフットプリントを算定した製品等及びカーボン・オフセットされた製品等の取扱いについて
- ③ 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
- ④ オフィス家具等に係る判断の基準等の見直しについて
- ⑤ 太陽光発電システムに係る判断の基準等の見直しについて

■ 塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙

- 現行の印刷用紙に係る判断の基準は古紙パルプ配合率をはじめとした指標項目による総合評価値により設定
- 印刷用紙については古紙需給環境の変化に伴い、グリーン購入法の判断の基準を満たす印刷用紙を中心に調達が困難となる状況が発生したことから、平成31年3月22日付で「グリーン購入法基本方針における印刷用紙の取扱いについて」を関係省庁等連絡会議決定として発出・運用中

印刷用紙の生産等の動向、原料となる古紙の需給状況等に係る統計を整理

- デジタル化の進展、若年層を中心とした消費行動の変化等、短期的には新型コロナウイルスの影響も加わり、新聞用紙及び印刷・情報用紙の生産量が大幅に減少
 - **新聞用紙**が2021年に2011年比で**38.4%減**、**印刷・情報用紙**が同**28.0%減**
- 印刷用紙の原料となる新聞古紙及び模造・色上古紙の大幅な減少が確認されており、今後もこの傾向が続くことが予想
 - 印刷用紙の古紙原料として競合する**新聞古紙**の消費割合は横ばいであるが、**模造・色上古紙**は衛生用紙の原料としての消費割合が大幅に増加

緊急的に令和7年度末までの時限措置として判断の基準を変更

緊急的な印刷用紙に係る判断の基準の設定

- 総合評価値を「**80以上**」から「**70以上**」に引き下げ
- 古紙パルプの最低保証の配合率を「**60%以上**」から「**40%以上**」に引き下げ
- 今般の判断の基準の変更は3年間の時限的な措置
- 製品の市場動向等を踏まえ、令和7年度までに改めて専門委員会を設置し、判断の基準等の見直しについて検討

原料となるパルプの種類	評価値・指標値	
古紙パルプ	$y_1 = x_1 - 10$	$(40 \leq x_1 \leq 100)$
森林認証材パルプ又は間伐材等パルプ	$y_2 = x_2 + x_3$	$(0 \leq x_2 + x_3 \leq 60)$
その他持続可能性を目指すパルプ	$y_3 = 0.5 \times x_4$	$(0 \leq x_4 \leq 60)$



印刷用紙に係る総合評価値（古紙パルプ等）のイメージ

【参考】紙・板紙の品種別生産量の推移

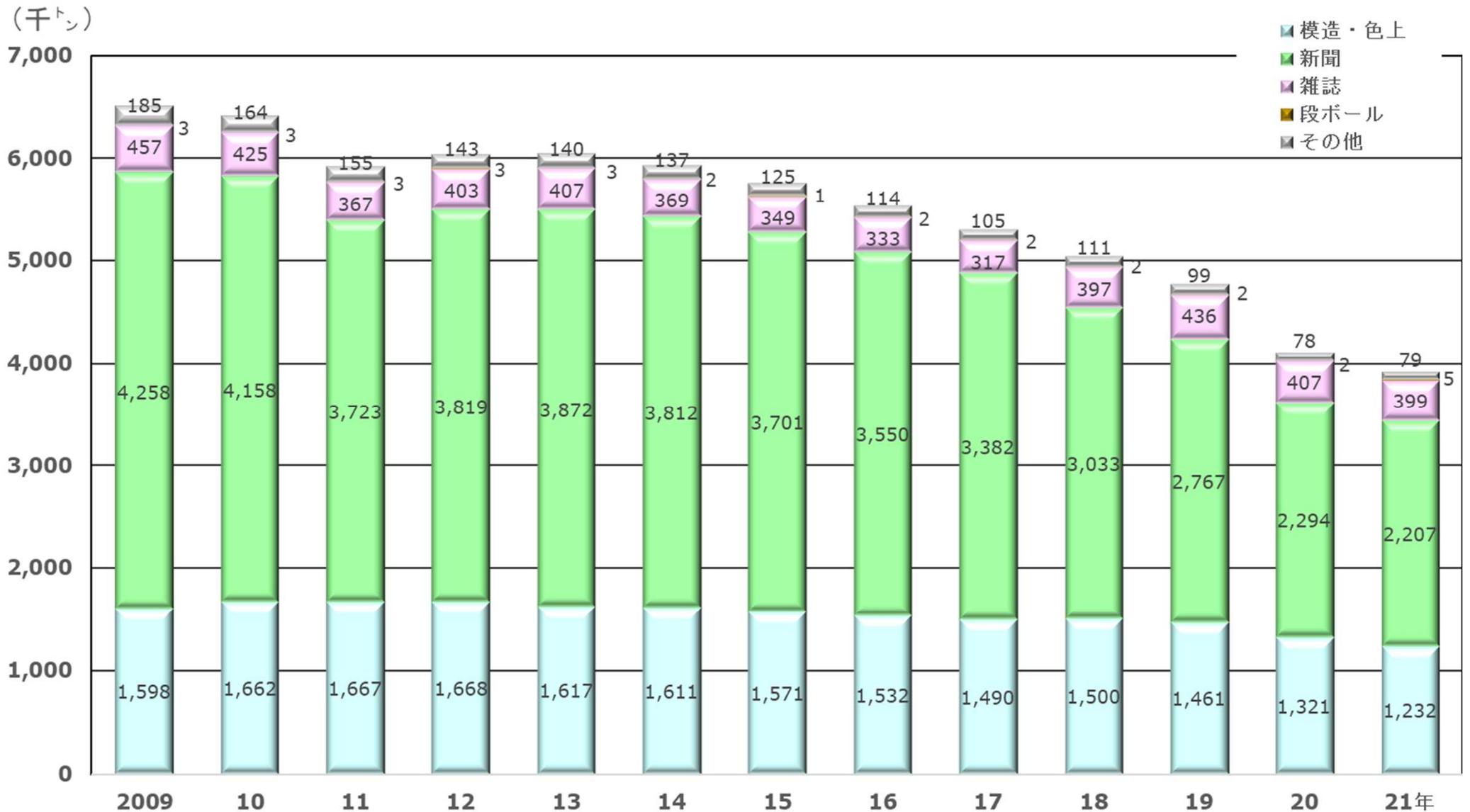
- 新聞用紙は2011年に3,211千ト、2021年に1,978千トで1,233千ト減（▲38.4%）
- 印刷・情報用紙は2011年に8,765千ト、2021年に6,314千トで2,451千ト減（▲28.0%）。印刷用紙は2011年に7,353千ト、2021年に5,154千トで2,199千ト減（▲29.9%）。内訳は、
 - 非塗工印刷用紙 2,062千ト（2011年）⇒ 1,500千ト（2021年）▲27.3%
 - 微塗工印刷用紙 1,291千ト（2011年）⇒ 807千ト（2021年）▲37.5%
 - 塗工印刷用紙 3,747千ト（2011年）⇒ 2,661千ト（2021年）▲29.0%
- 衛生用紙は2011年に1,780千ト、2021年に1,797千トで18千ト増（+1.0%）
- 段ボール原紙は2011年に8,811千ト、2021年に10,131千トで1,320千ト増（+15.0%）
 - 新聞用紙及び印刷用紙の大幅減産は、デジタル化の進展、特にスマートフォンの普及に伴う若年層を中心とした消費行動の変化等が新聞や出版業界の低迷を招くとともに、2020年以降のコロナ禍の影響によるテレワークの普及、イベント等の中止により、短期的にはパンフレットやカタログなどPR用途等の商業印刷が大幅に減少

単位：千ト	2009	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21年
新聞用紙	3,455	3,349	3,211	3,254	3,219	3,134	2,985	2,906	2,779	2,594	2,422	2,061	1,978
印刷・情報用紙	9,120	9,547	8,765	8,420	8,576	8,491	8,384	8,309	8,242	7,871	7,512	5,877	6,314
印刷用紙	7,701	8,069	7,353	7,053	7,253	7,112	7,024	6,919	6,883	6,519	6,098	4,751	5,154
非塗工	2,164	2,148	2,062	1,945	1,954	1,897	1,826	1,834	1,784	1,785	1,691	1,394	1,500
微塗工	1,521	1,552	1,291	1,238	1,299	1,227	1,228	1,156	1,123	1,089	1,025	765	807
塗工	3,768	4,109	3,747	3,634	3,766	3,755	3,743	3,705	3,753	3,426	3,172	2,418	2,661
特殊	247	260	253	237	234	233	227	224	223	219	210	174	186
情報用紙	1,420	1,478	1,413	1,366	1,323	1,380	1,360	1,390	1,360	1,352	1,413	1,127	1,160
包装用紙	786	904	901	871	880	905	891	877	896	897	899	759	831
衛生用紙	1,776	1,792	1,780	1,767	1,747	1,767	1,766	1,807	1,786	1,776	1,831	1,833	1,797
雑種紙	695	794	790	756	760	821	804	807	877	870	838	681	760
紙計	15,832	16,387	15,446	15,067	15,181	15,118	14,830	14,706	14,581	14,008	13,502	11,212	11,681
段ボール原紙	8,212	8,647	8,811	8,637	8,805	9,096	9,187	9,364	9,682	9,765	9,658	9,701	10,131
紙器用原紙	1,637	1,673	1,696	1,614	1,597	1,593	1,570	1,576	1,597	1,615	1,599	1,378	1,501
雑板紙	587	656	656	638	657	672	642	629	652	668	642	579	625
板紙計	10,436	10,977	11,163	10,890	11,059	11,360	11,398	11,569	11,931	12,048	11,899	11,657	12,258
紙・板紙計	26,268	27,363	26,609	25,957	26,241	26,479	26,228	26,275	26,512	26,056	25,401	22,869	23,939

【参考】古紙の品種別消費量の推移（紙向）

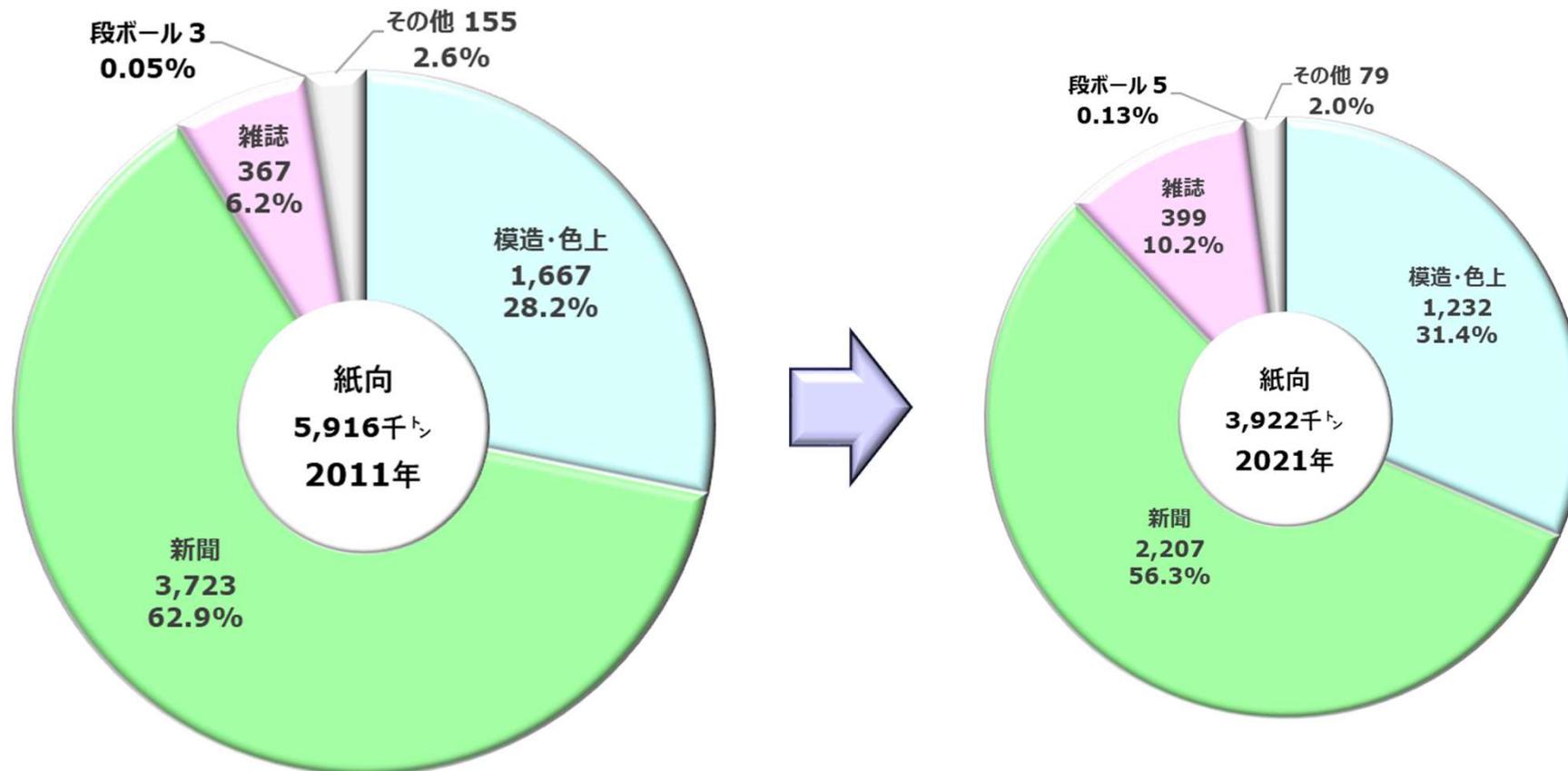
○ 古紙の品種別消費量（紙向）の推移は下図のとおり

➤ 新聞古紙は2011年に3,723千トであったが、2021年には2,207千トへ**40.7%の大幅減少**



【参考】古紙消費量の品種別割合（紙向）

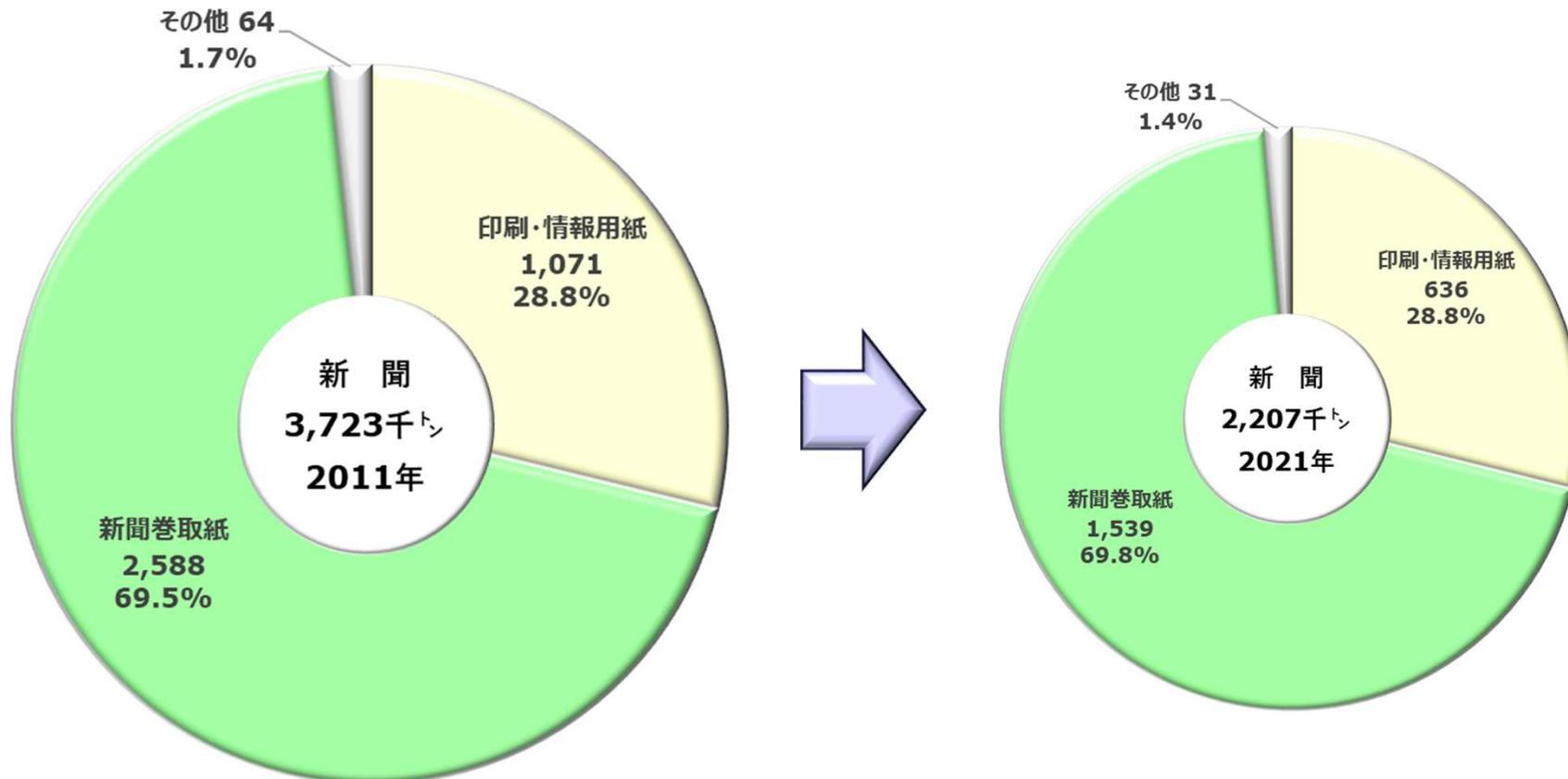
- 古紙消費量（紙向）の品種別割合（**2011年→2021年**）は下図のとおり
 - 2011年には新聞古紙が62.9%、以下、模造・色上古紙が28.2%、雑誌古紙が6.2%の順
 - 2021年には新聞古紙が56.3%、以下、模造・色上古紙が31.4%、雑誌古紙が10.2%の順であるが、紙向の古紙消費量は2011年比で**33.7%減**



注：円グラフの大きさが量を示している。以下円グラフにおいて同じ

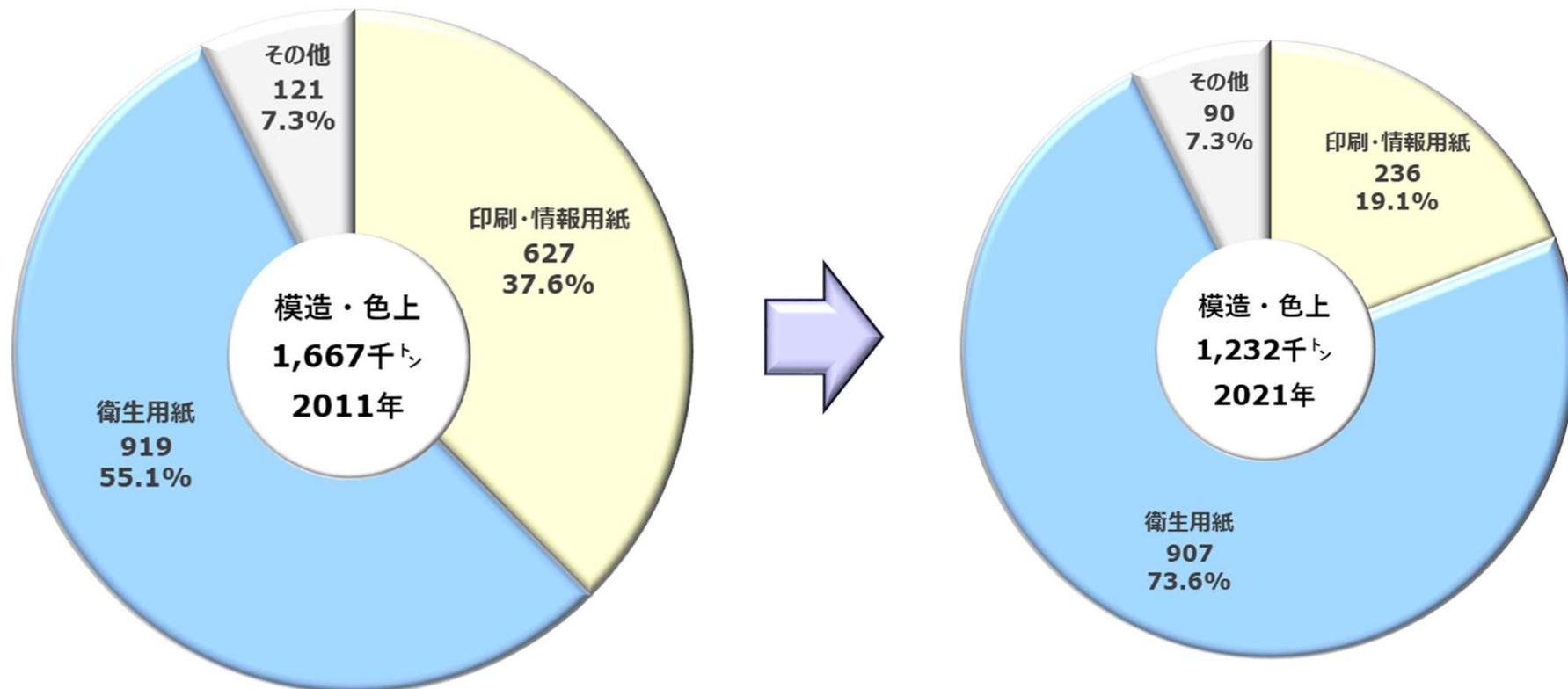
【参考】新聞古紙の用途別消費量・割合

- 新聞古紙の用途別消費量・割合（2011年→2021年）は下図のとおり
 - 新聞巻取紙は2011年に新聞古紙の69.5%を消費、2021年には69.8%の消費と消費割合は概ね横ばい
 - 印刷・情報用紙は2021年に新聞古紙の28.8%を消費、2021年も同じく28.8%と消費割合は横ばい
 - 新聞古紙の新聞巻取紙の消費量は2011年比**40.5%減**、印刷・情報用紙の消費量は2011年比**40.6%減**

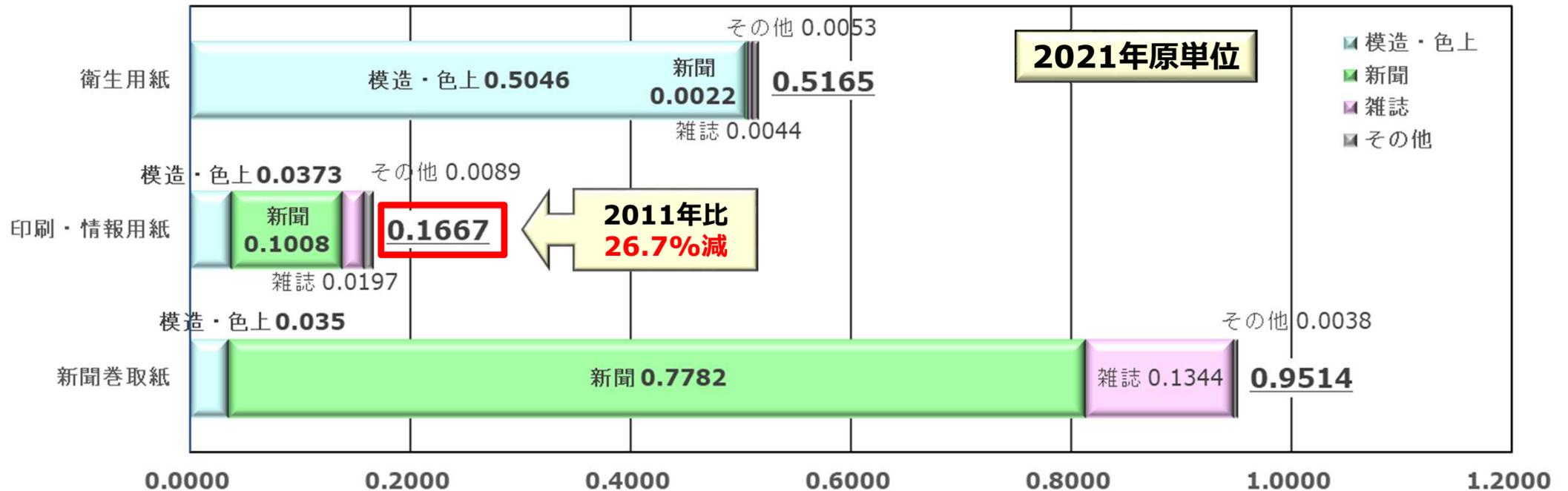
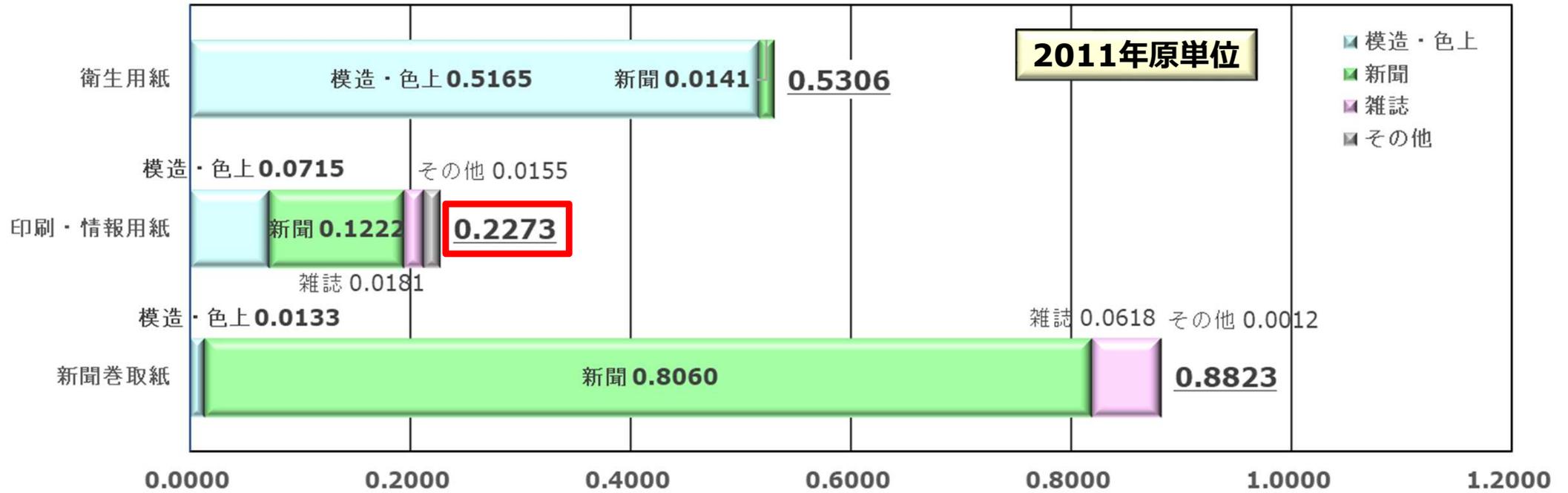


【参考】模造・色上古紙の用途別消費量・割合

- 模造・色上古紙の用途別消費量・割合（2011年→2021年）は下図のとおり
 - 衛生用紙は2011年に模造・色上古紙の55.1%を消費していたが、2021年は73.6%と大幅に消費割合を拡大。消費量は概ね横ばい
 - 印刷・情報用紙は2011年に模造・色上古紙の37.6%を消費、2021年は19.1%と消費割合がほぼ半減。消費量では2011年比で**62.4%の大幅減**



【参考】主要製品別古紙品種別消費原単位（推定）



1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① 令和4年度における見直し品目一覧及び概要
- ② カーボンフットプリントを算定した製品等及びカーボン・オフセットされた製品等の取扱いについて
- ③ 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
- ④ オフィス家具等に係る判断の基準等の見直しについて
- ⑤ 太陽光発電システムに係る判断の基準等の見直しについて

■ オフィス家具等（現行10品目）

- オフィス家具等はグリーン購入法施行当初から特定調達品目であり、10品目が対象。判断の基準として主要材料ごとに再生材の配合率等を設定
- さらに大部分の材料が金属類の棚又は収納用什器については棚板の機能重量、単一素材分解可能率、環境配慮設計が判断の基準として設定

- 2020年以降のコロナ禍に伴い製造・販売が伸長している「個室ブース」及び「ディスプレイスタンド」の2品目を新たに特定調達品目に追加
 - 2品目の追加によりオフィス家具等は12品目
- 新たな判断の基準（**OR基準**）としてエコマーク認定基準（商品類型No.130）を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等なものであること）
 - グリーン購入の裾野の拡大を図るため選択肢として追加（選択容易性の向上）
- カーボンフットプリントを算定した製品及びカーボン・オフセットされた製品を配慮事項として追加
 - オフィス家具等の分野ではカーボン・オフセットされた製品を既に上市している事業者があり、次年度以降業界内でPCRを作成、CFP等の取組を実施予定

1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① 令和4年度における見直し品目一覧及び概要
- ② カーボンフットプリントを算定した製品等及びカーボン・オフセットされた製品等の取扱いについて
- ③ 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
- ④ オフィス家具等に係る判断の基準等の見直しについて
- ⑤ 太陽光発電システムに係る判断の基準等の見直しについて

■ 太陽光発電システム

- 太陽光発電システムはグリーン購入法施行時より特定調達品目
- 当初は普及を目的としており判断の基準は定義のみ。その後、エネルギーペイバックタイム、情報開示等について規定する現行の判断の基準等に変更
- さらに太陽電池モジュールのセル実効変換効率に係る基準を追加・強化、環境配慮設計の事前評価を判断の基準に設定する等の見直しを実施
- 政府実行計画においては、2030年度の設置可能な建築物（敷地を含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目標として設定

- 保守点検・修理及び維持管理に係る判断の基準を見直し（安定稼働）
 - 太陽光発電モジュール及び周辺機器に係る情報開示項目として「保守点検」及び「修理」について「範囲、内容」を示すことを求めているところ。今般の見直しにおいて「維持管理」を新たに項目とするとともに、各項目に「体制」を追加
- 「修理及び部品交換が容易である等の設計」がなされていることを配慮事項から格上げし、新たに判断の基準として設定（長期使用）
 - 太陽電池モジュールは、現行の判断の基準において環境配慮設計の実施を求めているが、モジュール以外の機器についても長期使用に係る設計を求めるもの
- 調達機関に対する留意事項としてレジリエンスの強化を含めた蓄電池設備の導入検討、保守点検・修理及び維持管理の実施、設備更新等の検討を記載

2. 主な見直し品目に係る判断の基準等 について

① 文具類

- ➔ 文具類は令和3年度の定期見直しにおいて新規に2品目を追加するとともに、文具類共通の判断の基準としてエコマーク認定基準（商品類型No.112）の活用、文具類共通の配慮事項として単一素材化等の追記、主要材料の定義の記載等の見直しを実施したところ
- ➔ 一方、主要材料が金属類の場合であって、特に金属の重量比が高い品目・製品についての考え方の整理及び明確化、及び認定プラスチック使用製品の具体的な判断の基準等への反映等について継続的な検討が必要とされたところ

- 「大部分の材料が金属類（金属類が製品全体重量の**95%以上**）」について新たに文具類共通の判断の基準を設定※
 - ➔ リデュース設計、使用後の分解・分別
 - ➔ すべて（100%）金属の場合は判断の基準④アのみを満たすこと
- ※ 大部分の材料が金属類である品目について**1年間の経過措置**を設定
- 「粘着テープ（布粘着）」の品目名称を「布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）」に変更
 - ➔ テープ基材（ラミネート層を除く）についてバイオマスプラスチックに係る判断の基準を新たに設定
- カーボンフットプリントを算定した製品を配慮事項として追加

② コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機

- ➡ 令和3年度にコピー機等3品目については「カーボン・オフセットされた製品」が既に上市されていることから、先行して判断の基準等の設定可能性について検討を実施
- ➡ しかしながら、準備に要する期間が十分に確保できない等の理由から、令和4年度からの導入は困難と判断し、判断の基準等の設定可能性について継続検討を行うこととされた

- カーボン・オフセットの活用に向けてオフセットされた製品等の上市を促すため、その前提となるカーボンフットプリントを算定した製品の供給促進を優先
- カーボンフットプリントを算定した製品については2段階の判断の基準の基準値1として設定※し、積極的な調達を推奨
 - ※ 基準値1の適用については1年間（令和6年3月末まで）の経過措置を設定
- カーボン・オフセットされた製品については配慮事項に設定

③ テレビジョン受信機

- ▶ テレビジョン受信機については、昨年5月に施行された新たなトップランナー基準において測定方法が変更されたが、昨年度の検討段階では製品の供給状況等に係る情報が得られないことから、令和4年度の調達に当たって区分別（液晶3種類及び有機ELの4区分）にエネルギー消費効率（年間消費電力量）に係る暫定的な判断の基準を設定したところ
- ▶ 令和4年度に供給状況等の情報を踏まえて改めて検討を実施

- 区分別の直近のデータのエネルギー消費効率（年間消費電力量）及びトップランナー基準の達成状況に基づき、新たな判断の基準を設定
- カーボンフットプリントを算定した製品を配慮事項として追加
- 旧測定方法の対象製品に設定していた**1年間の経過措置の終了**

区 分		判断の基準【年間消費電力量】 （トップランナー基準達成割合）
パネル種類	画素数	
液 晶	2K未満	トップランナー基準の133/100（約75%）
	2K以上4K未満	トップランナー基準達成（100%）
	4K以上	トップランナー基準の144/100（約71%） 現行基準据え置き
有機EL	-	トップランナー基準の118/100（約85%）

④ エアコンディショナー

- ➔ エアコンディショナー（**家庭用**）については省エネ法の新たなトップランナー基準が本年5月31日に告示（6月1日施行）されたところ
 - ➔ エアコンディショナー（**業務用**）についてはエネルギー消費効率に係る2段階の判断の基準を設定し、令和元年度より運用を開始したところ
 - ➔ フロン排出抑制法に基づく指定製品制度により、店舗・オフィス用エアコンディショナーのうち、ビル用マルチエアコンディショナー※について地球温暖化係数に係る目標値**750**が設定（目標年度2025年度）されたところ
- ※ 新設及び冷媒配管一式の更新を伴うものに限り、冷暖同時運転型や寒冷地用等を除く

- これまでの「エアコンディショナー」を「**家庭用エアコンディショナー**」及び「**業務用エアコンディショナー**」の2品目に分割
 - ➔ 省エネ法のトップランナー基準や基準内容、フロン排出抑制法の指定製品における目標年度が異なっていることから、家庭用と業務用に分けて検討することが効率的であるとの判断
- 家庭用エアコンディショナー及び業務用エアコンディショナーについてそれぞれ判断の基準を見直し（詳細は次スライド）

a. 家庭用エアコンディショナー

- 新たなトップランナー基準（2027年度目標）を踏まえ、エネルギー消費効率に係る判断の基準を見直し
 - ➡ 新たなトップランナー基準に基づく区分への変更及びエネルギー消費効率に係る目標値を判断の基準として設定

b. 業務用エアコンディショナー

- 低GWP冷媒への早期の切替を促進する観点から、冷媒に使用されるフロンの地球温暖化係数に係る判断の基準等を見直し（ビル用マルチエアコンディショナーについては2段階の判断の基準を設定）
 - ➡ ビル用マルチエアコンディショナー（目標年度**2025年度**）について**GWP750以下**を2段階の判断の基準の**基準値1**として設定
 - ➡ 新たに冷房能力が3トﾝ/日以上店舗・事務所用エアコンディショナー（ビル用マルチエアコンディショナー及びターボ冷凍機を除く）について**GWP750以下**を判断の基準として設定

ビル用マルチエアコンディショナーにおける2段階の判断の基準への適合判断について

	トップランナー基準達成	トップランナー基準の88%レベル達成	トップランナー基準の88%レベル未達成
冷媒のGWP750以下	基準値1	基準値1	適合しない
冷媒のGWP750超過	基準値1	基準値2	適合しない

⑤ 消火器

- 消火器は、粉末ABC消火器を対象とし、平成17年度より特定調達品目に追加された品目。平成23年度の基本方針から回収システム・再使用又はリサイクルシステムの構築を配慮事項から判断の基準に格上げ
- 資源循環促進の観点から、消火器の設置・保守等のサービスを含めた役務又はリース・レンタル等としての調達可能性について検討を実施

- 新たな判断の基準（**OR基準**）として **エコマーク認定基準（商品類型No.127）を活用**（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等なものであること）
 - **グリーン購入の裾野の拡大を図るため選択肢として追加（選択容易性の向上）**
- 消火器の設置台等への再生プラスチックの使用及び使用後の再使用、再生利用について新たに配慮事項として設定（設置台等を併せて導入する場合）。
- 製品の包装又は梱包の単一素材化を配慮事項として追加
- カーボンフットプリントを算定した製品を配慮事項として追加
- **消火器の設置、保守及び廃棄処理等の一括リースを想定した発注を促す**観点から、国等の機関の調達者向けの留意事項を記載

3. 令和5年度継続検討品目等について

令和5年度継続検討品目等について

- 令和4年度において判断の基準等の見直しに関する検討を実施した結果、令和5年度も引き続き検討を行うことが適当と判断された品目等は下表のとおり

分野又は品目	継続検討事項等
温水器等	○ 令和5年度の定期見直し品目であるヒートポンプ式電気給湯器と併せてガス温水機器及び石油温水機器の見直しを実施
エネルギー管理システム	○ エネルギー管理システム（BEMS）は役務の庁舎管理（下記）と併せて検討を実施することが適当と判断
庁舎管理	○ 庁舎管理は現在検討を実施している環境配慮契約法に基づく建築物に係る契約※に係る検討結果を踏まえ対応
電気便座	○ 令和5年度において対象製品の供給状況を踏まえ、エネルギー消費効率（年間消費電力量）に係る判断の基準の見直しを実施
自動車6品目	○ 自動車6品目は令和3年度に電動化を踏まえ2030年度を視野に入れた大幅な見直しを実施したところ。令和5年度の税制改正（新たなエコカー減税の枠組み）を踏まえた燃費基準等の検討が必要（令和5年度において継続検討の必要性を判断）

※ 環境配慮契約法に基づく建築物に係る契約の検討内容は資料4を参照

4. その他の検討事項・品目等

(1) 分野横断的見直し

- プラスチック資源循環促進法及びバイオプラスチック導入ロードマップ等を踏まえ、バイオマスプラスチック及び再生プラスチックの利用促進に関する検討を実施したところ。個別の対応については各品目の見直しに示したとおり
- 平成18年2月に林野庁が作成した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」は現段階で改定されない見通しであることから、引き続き経過措置を延長

(2) 経過措置等設定項目

- 経過措置等を設定している品目については、市場への供給状況等を確認の上、経過措置の終了又は延長について検討を実施。本年度は下表の対応

経過措置等設定品目	経過措置等の内容	対応
電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫、電気冷凍庫	年間消費電力量の新基準の適用に係る6か月間の経過措置を設定	終了
テレビジョン受信機	令和4年度の暫定基準への対応について1年間の経過措置を設定（令和5年度から新たな判断の基準に改定）	終了
木材・木材を原料とする品目	合法性証明に係る「ただし書」	延長